

## 《訂正》

### 「確定申告の早見表（平成 30 年分）」記載誤りについて

—住民税・配偶者特別控除—

#### 24 頁(最終頁)

「個人の(都)道府県民税・市(区)町村民税の所得控除額一覧表(平成 31 年度以後適用分)」のうち、『配偶者特別控除額』の箇所以下のとおり誤りがございました。訂正しお詫びいたします。

【誤】・・・(記載が 30 年度適用分の内容となっております)

【正】・・・(訂正は次の下線部分です)

注) 下記は、納税義務者の合計所得金額が 900 万円以下の場合。900 万円、950 万円を超える場合は、控除額が異なります。(1000 万円を超える場合は適用不可)

配偶者の前年の合計所得金額(繰越損失控除前)が

- ① 38 万円を超え90 万円以下・・・33 万円
- ② 90 万円を超え 120 万円以下・・・38 万円—(合計所得金額—83 万 1 円)\*
- ③ 120 万円を超え 123 万円以下・・・3 万円

\* ( ) 内の金額が 5 万円の整数倍から 3 万円を控除した金額でないときは、( ) 内の金額は、そのうち、5 万円の整数倍から 3 万円を控除した金額の最大の金額とする。

なお、**所得税**の配偶者特別控除額は 18 頁に記載しております。

(編集) 日本税理士会連合会事業本部

電話 03-5435-0945

(販売) 日本税理士協同組合連合会

電話 03-5740-0920

# 確定申告の早見表

平成30年分

## 目次

〔平成31年3月申告用〕

- 所得税の特別所得に対する所得税の計算表 ……(2)頁
- 分離開税の山林所得・譲渡所得に対する所得税の計算表 ……(2)頁
- 復興特別所得税 ……(2)頁
- 分離課税の上場株式等の配当所得・株主等の優待等に対する所得税の計算表 ……(3)頁
- 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除 ……(3)頁
- 公的年金等に係る雑所得の速算表 ……(3)頁
- 簡易給与所得表 ……(4)頁
- 給与所得控除額の速算表 ……(12)頁
- 給与所得者の特定支出控除の特例 ……(13)頁
- 退職所得控除額 ……(13)頁
- 前もって提出を要する申請書等 ……(13)頁
- ふるまう所得等の特別控除額 ……(13)頁
- 譲渡所得等の特別控除額 ……(14)頁
- 事業専従者の特別控除額 ……(14)頁
- 源泉徴収票等の添付書類 ……(14)頁
- 株式の配当所得課税の所得税と住民税の組合せ別態様 ……(15)頁
- 申告不要の配当所得について(所得税、住民税) ……(15)頁
- 所得控除・税額控除・添付書類一覧表 ……(16)頁
- 所得控除 ……(16)頁
- パート収入(共働き)と配偶者控除、配偶者特別控除の早見表 ……(18)頁
- 税額控除 ……(18)頁
- 態様別所得控除の適用一覧表 ……(23)頁
- 個人の(都)道府県民税・市(区)町村民税の所得控除額一覧表 ……(24)頁
- 住民税(所得割額)の税率等 ……(24)頁

## 日本税理士会連合会

## 個人の(都)道府県民税・市(区)町村民税の所得控除額一覧表 (平成31年度以後適用分)

次のごととハの合計額 (最高7万円)	専夫 (専夫) 額 (特定) 妻は30万円)
イ 一般の生命保険料控除(一般の旧生命保険料・新生命保険料の控除) ……①の金額(最高35,000円)と②の合計額(最高28,000円)とのいずれか多い方の金額	260,000円
ロ 個人年金保険料控除(旧個人年金保険料・新個人年金保険料の控除) ……①の金額(最高35,000円)と①と②の合計額(最高28,000円)とのいずれか多い方の金額	
ハ 介護医療保険料控除 ……②の金額(最高28,000円)	
ヘ ① 支払保険料が旧契約に係る旧保険料の割合ごとの合計額(最高28,000円)と②の合計額(最高28,000円)とのいずれか多い方の金額	
ヘ ② 支払保険料が新契約に係る新保険料である医療保険料と新個人年金保険料と一般の生命保険料とにより計算した金額	
④ ①5,000円以下 ……支払旧保険料×1/2+7,000円	
④ ②15,000円超4万円以下 ……支払旧保険料×1/4+17,000円	
④ ③4万円超7万円以下 ……支払旧保険料×1/4+17,000円	
④ ④7万円超 ……35,000円	
④ ⑤ 支払保険料が新契約に係る新保険料である医療保険料と新個人年金保険料とにより計算した金額	
④ ⑥ 12,000円以下 ……支払新保険料の金額	
④ ⑦ 12,000円超32,000円以下 ……支払新保険料×1/2+6,000円	
④ ⑧ 32,000円超58,000円以下 ……支払新保険料×1/4+14,000円	
④ ⑨ 58,000円超 ……28,000円	
地震保険料 支払地震保険料×1/2 (最高25,000円) ※旧長期住宅用保険料については、経過措置がある	
障害者控除 (各1人につき)	
一般の障害者	260,000円
特別障害者	300,000円
同居特別障害者	530,000円
基礎控除 (各1人につき)	330,000円
他の所得控除額 (寄附金控除を除く。)の内容は所得税に同じ。	

**【誤】** 控除対象配偶者と除対象配偶者 最高330,000円

配偶者の前年の合計所得金額 (繰越損失控除額以下同じ)が

- ① 45万円を超え45万円未満 ……33万円
- ② 45万円以上75万円未満 ……33万円\*
- ③ 75万円以上90万円未満 ……3万円

※ ( ) 内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、( ) 内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大の金額とする。

### 【正】

(注) 下記は、納税義務者の合計所得金額が900万円以下の場合、900万円、950万円を超える場合は、控除額が異なります。(1,000万円を超える場合は適用不可)	(注) 下記は、納税義務者の合計所得金額が900万円以下の場合、900万円、950万円を超える場合は、控除額が異なります。(1,000万円を超える場合は適用不可)
<b>控除配</b>	<b>控除配</b>
<b>除偶</b>	<b>除偶</b>
<b>額者</b>	<b>額者</b>
<b>(最高)</b>	<b>(最高)</b>
① 38万円を超え90万円以下 ……33万円	① 38万円を超え90万円以下 ……33万円
② 90万円を超え120万円以下 ……38万円	② 90万円を超え120万円以下 ……38万円
③ 120万円を超え128万円以下 ……3万円	③ 120万円を超え128万円以下 ……3万円
※ ( ) 内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、( ) 内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大の金額とする。	※ ( ) 内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、( ) 内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大の金額とする。

		納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)			(参考) 配偶者が給与所得のみ の場合の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配 偶 者 控 除	配偶者の合計所得金額				
	70歳未満 (控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円	103万円超 155万円以下
70歳以上 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	103万円以下	
配 偶 者 特 別 控 除	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	103万円超 155万円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	155万円超 160万円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	160万円超 166万8千円未満
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	166万8千円以上 175万2千円未満
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	175万2千円以上 183万2千円未満
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	183万2千円以上 190万4千円未満
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	190万4千円以上 197万2千円未満
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	197万2千円以上 201万6千円未満
	123万円超	0円	0円	0円	201万6千円以上